

檀原市いじめ防止基本方針

平成 2 8 年 3 月策定

令和 5 年 1 月改定

檀原市

目次	1
はじめに	2
1 いじめ防止等のための基本的な事項	
(1) いじめの定義	4
(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念	4
(3) いじめ防止等に関する基本的考え方	5
2 檀原市におけるいじめ防止等のための施策	
(1) 檀原市いじめ防止基本方針の定期的検証と周知徹底	8
(2) 檀原市いじめ問題対策連絡協議会の設置	8
(3) 檀原市いじめ防止対策委員会の設置	8
(4) 檀原市が実施するいじめ防止に関する取組	9
3 学校におけるいじめ防止等のための施策	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	11
(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	11
(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組	12
4 重大事態への対処	
(1) 学校又は市教育委員会による調査	16
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	22
5 調査結果の公表	24
6 檀原市いじめ防止基本方針の評価と検証及び見直し等について	24

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

橿原市は、市民憲章の中で「人権を尊び、お互いを思いやり、一人ひとりのしあわせを願いましょう。」とうたい、未来を担う子どもたちが健やかな地域生活を送れるまちづくりに努めています。しかしながら、近年、物質的な豊かさとは裏腹に、人と人とのつながりが希薄になり、子どもたちが健やかな人間関係を築くことが難しい状況が生まれています。また、高度な情報化によって発展したコミュニケーションの手段が、大人の知らないところで、新たないじめの道具として悪用される事態も起こっています。

平成25年3月、橿原市立の学校に在籍する女子生徒が亡くなるという重大な事態が発生しました。このことは、橿原市が行ってきた人権教育、とりわけ「自尊感情」や「命の大切さ」に関する教育の在り方を再度見直すきっかけとなりました。子どもたちに自分も人も大切にすることを教え、いじめをはじめ人権侵害のない教育環境を作ることがあらためて問われています。それは、教育現場だけにとどまらず、地域社会全体が一丸となって、子どもの権利条約の精神に基づき、全ての子どもたちが権利行使の主体者として尊重され、自由を保障すべく、人権侵害に対して適切な救済に努めなければなりません。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号、以下「法」という。）施行を受けて、橿原市は、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）の対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成28年3月に「橿原市いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

その後、国では平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定がなされました。また、令和3年3月には、「奈良県いじめ防止基本方針」の改定がなされ、いじめの防止や早期発見、早期対応について、より進んだ考え方が示されてきました。

そこで、橿原市では、より一層効果的にいじめ防止を進めていくための指針となる

よう、令和４年度において基本方針を改定することとしました。

この基本方針は、橿原市のこれまでの取組に加え、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための更なる具体的な対策等を示しています。

今後、橿原市はこの基本方針に基づき、家庭・学校・地域社会・市その他の関係者と連携し、いじめ問題の克服に向けた施策や活動に総合的かつ効果的に取り組むとともに、いじめを「許さない・見逃さない」学校づくり・地域社会づくりを推進してまいります。

なお、この基本方針に示す取組が実効性のあるものとして実施されるためには、十分な財源の確保と人的配置が必要であることは言うまでもなく、不断の努力が求められることを関係者一同が肝に銘じなければなりません。

I いじめ防止等のための基本的な事項

(1) いじめの定義

いじめの定義について、法に則りいじめを次のように定義する。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、「いじめ事案」とは「いじめ」発生後の対応も含めた一連の事柄とする。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

① いじめは重大な人権侵害である

いじめは、児童生徒の尊厳を深く傷つけるものであり、重大な人権侵害である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒の人権が十分に守られ、安心して学校生活を送れるよう取り組まなければならない。

② 互いの人格を尊重できる豊かな人間関係を築く

いじめ防止等の対策にあたっては、いじめについて児童生徒に十分な理解を促すとともに、児童生徒が互いの人格を尊重できる豊かな人間関係を構築できるよう取り組まなければならない。

③ 地域社会全体で取り組む

市、市教育委員会、学校、家庭、地域その他の関係者は、それぞれの立場において責任をもっていじめ防止等の対策に取り組むとともに、互いに連携を図り、地域社会全体でその対策に取り組まなければならない。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を行う際には、表面的・形式的にならないよう留意し、いじめられた児童生徒の立場で考えることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

（３） いじめ防止等に関する基本的考え方

① いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめ防止の観点が必要である。全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度などを養うことが必要である。また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられるような取組も重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、学校、家庭、地域が一体となって取組を推進するための啓発が必要である。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提となる。

ところが、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。

そこで、大人は子どものささいな変化を見逃さないために、子どもの話を傾聴し、子ども目線で物事を考えること等により、子どもの置かれている状況や心情を理解するように努め、教職員、家庭、地域の相互が連携して子どもを見守ることが重要である。

また、学校及び市教育委員会は、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断することが必要である。

さらに、一見けんかやふざけ合いのように見えても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、被害児童生徒の気持ちに寄り添い、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

そして、いじめられた児童生徒は、いじめを受けた事実を自ら訴えることが心理的に容易ではなく相談しづらい状況にあること、その一方では、気付いてほしいという思いがあることに十分配慮しつつ、日頃から児童生徒の心の動きをきめ細かく観察する等、児童生徒理解に努めなければならない。

学校や市教育委員会は、このような見守りが可能となるように、教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合うことができる環境を整えるとともに、児童生徒がいじめを訴えやすい体制づくりをすることが必要である。

③ いじめへの対処

いじめが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒等に対して事情を確認した上で適切に指導することなどを、組織的に対応することが必要である。その際、当事者児童生徒の話をじっくり聴くなどし、つらい思いをしている児童生徒の気持ちを十分に理解した上で対応することが大切である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。また、学校における組織的な対

応が可能となるような体制整備も求められる。

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめを行った背景等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを実施することが必要である。

指導に当たっては、関係する児童生徒に対して慎重かつ丁寧に対応し、児童生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮しなければならない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれることもある。これらについては、教育的な配慮の下に被害者の意向も考慮しつつ、速やかに警察等と連携して対応することが重要である。

2 檀原市におけるいじめ防止等のための施策

(1) 檀原市いじめ防止基本方針の定期的検証と周知徹底

檀原市は、檀原市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「檀原市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定した。

檀原市は、市基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについて、定期的に検証し、必要に応じて市基本方針及び取組の見直しを図る。

また、市基本方針の趣旨及び内容を周知徹底するため、適切な広報をすると共に適宜研修会等を実施する。

さらに、保護者や関係団体に向けた説明等を様々な機会を捉えて行い、学校のみならず、保護者や関係団体と連携・協力していじめ防止等の体制づくりに努める。

(2) 檀原市いじめ問題対策連絡協議会の設置

檀原市は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、市教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他関係者により構成する「檀原市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「市連絡協議会」という。）を設置する。

(3) 檀原市いじめ防止対策委員会の設置

檀原市は、市教育委員会と市連絡協議会との円滑な連携の下に、市基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、条例の定めるところにより、市教育委員会の附属機関として「檀原市いじめ防止対策委員会（以下「市いじめ防止対策委員会」という。）」を設置する。

また、市いじめ防止対策委員会には、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

市いじめ防止対策委員会の主な機能については以下のとおりである。

- ① 市教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。
 - ② 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び重大事態の発生を防止するために、必要な措置に対する提言を行う。

(4) 檀原市が実施するいじめ防止に関する取組

① 人権意識を高める取組の推進

- ・「檀原市人権教育の推進についての基本方針」に基づき、あらゆる教育の場で積極的に人権教育を推進し、人権に関する児童生徒の知識理解を深め、自他の人権を尊重する態度を育み、人権の尊重を実現するための技能をみがく指導の充実を図る。

② いじめに関する通報及び相談体制の整備

- ・檀原市におけるいじめに関する相談・通報の窓口を明確化し、他の相談機関の紹介も含めて、児童生徒や保護者、教職員、市民への必要な周知を行う。
- ・檀原市立の学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

③ いじめ防止等のための教職員の資質能力向上

- ・いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質能力の向上を図るため、教職員対象の研修や会議を計画的に実施するとともに、校内研修の充実を推進する。

④ いじめ防止等のための専門家の確保等の措置

- ・いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、心理、福祉、法律等に関する専門的知識を有し、いじめ防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関する助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等、必要な措置を講ずる。

⑤ いじめ防止等のための関係機関の連携支援

- ・ いじめ防止等のための対策が関係者の連携の下、適切に行われるよう関係機関、学校、家庭及び地域社会の間の連携を強化するとともに、その他必要な体制を整備する。
- ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるよう、学校相互の連携協力体制の整備を行う。

いじめ防止等のための学校への専門家の派遣事業

① 相談事業

スクールカウンセラーや従来から実施してきた「こころのケアルームカウンセラー」「クラスサポート」「心理相談員」等、学校現場の状況に応じた相談体制を組むことで、いじめや不登校等の予防や解決に役立てる。

② 巡回事業

教員等の経験ある人材がスクールライフサポーターとして学校を巡回し、教職員からの相談対応等を行い、いじめや不登校等の解消に役立てる。

③ 啓発研修事業

従来実施してきた「きずなプロジェクト」等、専門家による出前授業や講演会等を実施することにより、子どもと子ども、子どもと保護者、子どもと教職員等様々な人間関係の中での絆づくりを進める。

3 学校におけるいじめ防止等のための施策

学校は、いじめ防止等のため、各学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市及び市教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や県及び市の基本方針を参考にして、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

なお、児童生徒とともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際しては、児童生徒等の意見を取り入れ、いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

また、策定した学校基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できる措置を講じるとともに、その内容を必ず年度当初に児童生徒、保護者等に説明するものとする。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の管理職及び複数の教職員等で構成する「いじめ問題対策委員会」を各学校に設置する。さらに、必要に応じて、外部専門家等から適切な支援を得ながら対応する。

当該組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、以下の役割が考えられる。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめに関する情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割

なお、学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じた適切な専門家を加えて対応する。（重大事態への対処については「4 重大事態への対処」に詳述）

（３） 学校におけるいじめ防止等に関する取組

いじめ防止等の取組を実効的なものとするためには、児童生徒の主体性を尊重し、児童生徒の思いを大切にしたい取組を推進することが重要である。

また、いじめ事案に適切に対応していくためにも、教職員は豊かな人間性や社会性、教養等とともに人権感覚を有し、相手の思いを真摯に受け止め、自分の思いを適切に伝える優れたコミュニケーション能力を備えておかなければならない。

教職員は、自己を律するとともに、一人一人の児童生徒をここに存在しているということのみで「かけがえのない存在」として捉え、今の「あるがまま」の姿を丸ごと受けとめる必要がある。児童生徒は、自分の気持ちをわかろうとしてくれる、又は、わかってもらえる教職員にのみ心を開き、心はずませ話しかける。教職員の指導が児童生徒の心に届くためには、このような教職員と児童生徒の共感的関係が前提となる。さらに、愛情をもって児童生徒との信頼関係を築き、責任感をもって職務に当たらなければならない。教職員はこれらの素養を備えるべく研鑽を積みながら、教職員一丸となって以下の対応を行うものとする。

学校におけるいじめ防止等のための取組のポイント

① いじめの防止

- ・ いじめを生まない土壌づくりのため、児童生徒への取組の前提として、教職員間で相談・協力できる風通しの良いぬくもりのある職場環境をつくり、教職員が一致団結して取組を進める。
- ・ 児童生徒の主体性を尊重した学級経営や教育活動を展開することを通して、児童生徒の居場所づくり、絆づくりを行う。そして、いじめを許容しない雰囲気が醸成されるように努める。
- ・ 児童生徒の人権意識の高揚と自尊感情を高める取組を充実させる。
- ・ 児童生徒自らがいじめの問題について考え、主体的にいじめの防止に向けて行動を起こせるような取組を進める。
- ・ 教職員間で学年度の引継ぎや共通理解が効果的にできるよう工夫し取り組む。
- ・ 授業改善の取組や個に応じた学習支援を推進する。
- ・ 主体的な学びだけではなく、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標としたアクティブ・ラーニングの実践（児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等）に努める。

② いじめの早期発見

- ・ 日常的に児童生徒との信頼関係を構築し、小さな変化を見逃さないよう留意する。そして、日頃より児童生徒の話を傾聴するなど相談しやすい雰囲気を作っておく。
- ・ 定期的なアンケート調査や個人面談、人目につかない場所の巡回などによる情報収集を行う。
- ・ 教職員は、いじめに対する正しい理解をもち、被害児童生徒の目線に立つよう努める。そして、いじめを軽々に単なるトラブルであるといった表面的な限定判断をすることなく、正しく認知する

ことが重要である。

- ・教職員の多忙を改善し、教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う環境を整える。
- ・カウンセラーの紹介やいじめの相談窓口があることを教室に掲示するなどして、日常的に児童生徒に知らせておく。
- ・児童生徒の健やかな成長とよりよい学びのためには、平素から学校が家庭や地域と積極的に連携していくことが望まれる。保護者はいじめ事案の解決に極めて重要な教育的役割を担っているが、家庭において社会的な規範意識等を養うためには、学校や地域との連携が重要である。

③ いじめへの対処

- ・いじめ事案（疑われるものも含め）を確認した場合、いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行う。また、解決に向けては教職員一人で抱え込むことなく、速やかに「学校いじめ問題対策委員会」に報告し、被害児童生徒をいじめから徹底して守るとともに、心のケア等の必要な支援を行う。
- ・加害児童生徒については、その行為について厳正に指導するとともに、内面に抱える不安や不満、ストレス等を受け止めるよう心掛け、適切に専門機関につなげる。
- ・当事者の児童生徒の話を十分に聴き取り、児童生徒の気持ちを尊重した対応を心がける。
- ・正確な情報の把握と教職員間の共通理解を徹底する。
- ・いじめは再発しやすいことから、いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられる。そこで、引き続きいじめを受けた児童生徒を十分観察し、場合によっては医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行う。

- ・児童生徒が情報モラルや情報リテラシーを身に付け、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする態度を育む教育を推進する。また、保護者にもインターネット上のいじめの現状や危険性、著しい人権侵害につながることについての啓発に努める。
- ・家庭や地域に学校基本方針の周知徹底を図るとともに、平素から学校と家庭、地域が連携・協力できる、顔の見える関係の構築に取り組む。

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、学校又は市教育委員会は、重大事態に対応する組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするために調査を実施する。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことにより、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものである。法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校及び市教育委員会にとって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

(1) 学校又は市教育委員会による調査

重大事態の調査について、法では次のように規定している。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1項第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、下記のケースが想定される。

- ◇児童生徒が自殺を企図した場合
- ◇身体に重大な傷害を負った場合
- ◇金品等に重大な被害を被った場合
- ◇精神性の疾患を発症した場合

同第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には上記の目安にかかわらず、学校又は市教育委員会の判断により迅速に調査に着手することが必要である。

また、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。そのため、平素より調査を行うための組織を設置・確認しておくことが望まれる。

さらに、児童生徒や保護者等から重大事態の可能性を有する事案に係る申立てがあった場合、学校は、事案発生時の様子や被害状況などについて時系列に沿って聴取を行い、危機感を持って初期対応を行う必要がある。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑い

があると認める時も含む）、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。市教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

調査は、学校が主体となっていく場合と、市教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性から必要性がある場合、あるいは、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査と並行し、市長による調査を実施することがある。この場合は、対象となる児童生徒の心理的負担に配慮し、被害児童生徒及び保護者の了承の下、調査主体が連携し、調査データの活用や再分析などの工夫をすることがある。

また、学校が調査主体となる場合は、法第28条第3項に基づき市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

④ 調査を行うための組織について

市教育委員会が調査主体となる場合、市いじめ防止対策委員会により調査を行う。

また、学校が調査主体となる場合、校内に設置された「いじめ問題対策委員会」を早急に開催する。事案対応は、個々の教職員のみ委ねられることなく、心理や福祉、法律などの専門家からも支援を得て、「いじめ問題対策委員会」を中核として組織的に行う必要がある。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の

人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

また、学校又は市教育委員会は、市いじめ防止対策委員会等に対して積極的に協力するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

なお、十分に詳細な調査が行われていない段階で、軽々に、事案に関する学校の判断を児童生徒や保護者に伝えることがあってはならない。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒からいじめの状況等について十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、アンケートの使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

また、調査による事実関係の確認と同時に、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為をとめる。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

学校がこれらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に学校を指導・支援し、関係機関ともより適切に連携して対応に当たることが必要である。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡、その他の理由によりいじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という重大事態が発生した場合の調査の在り方については、再発防止の観点から、その背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持するとともに、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の心情等にも十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

○背景調査に当たり、遺族は当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

○死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は市教育委員会は、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。なお、事態発生から日にちが経つほど事実関係の整理に困難が生じることから、可能な限り速やかに調査を実施する必要がある。

○詳しい調査を行うに当たり、学校又は市教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

○調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会等からの推薦等を以って参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

○背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、

できる限り偏りのない資料や情報を広く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報のみに依拠することなく総合的に分析し評価を行う。

○客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが肝要である。

○学校が調査を行う場合において、市教育委員会は必要な指導及び支援を適切に行うものとする。

○情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応はなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方には特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

⑥ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校及び市教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

なお、学校が保護者の意向や要求を受けとめることは大切である。しかし、それらを安易に容認することがあってはならない。児童生徒の権利侵害は、いじめなどの児童生徒どうしの関係のみならず、体罰や暴言などの教職員との関係、さらには、マルトリートメント（子どもの心と身体の成長・発達を妨げる養育）などの保護者との関係においても起こり得る。したがって学校

は、保護者の意向や要求を、子どもの権利条約に示されている子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つ権利の観点から検討し、児童生徒の最善の利益が損なわれる可能性がある場合には、保護者の意向や要求に対しても毅然とした態度で臨む必要がある。

⑦ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たって、学校又は市教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護や関係者の個人情報保護に十分配慮し、檀原市個人情報保護条例に従い、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

市教育委員会は、調査結果について市長に報告する。

⑧ 調査結果を踏まえた対応

ア 加害児童生徒に対する指導

調査結果においていじめが認定されている場合、加害者に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにする。なお、加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を求めながら行う必要がある。

イ 調査結果を踏まえた再発防止

学校又は市教育委員会におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして重大な過失等が指摘されている場合、市は教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、再発防止に努める。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

上記(1)－⑦－イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対

処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査についても、学校又は市教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適宜、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。

5 調査結果の公表

檀原市は、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案し、公表の有無、方法及び内容を適切に判断する。

6 檀原市いじめ防止基本方針の評価と検証及び見直し等について

檀原市は、市基本方針及びその取組状況を公表するとともに、学校基本方針の策定状況及び取組状況を確認の上、合わせて公表する。

また、市基本方針に基づく毎年度の取組の実施結果をまとめ、点検及び評価を行い、市いじめ防止対策委員会の意見等を踏まえて取組の見直しを行う。なお、必要があると認めるときは市基本方針を見直し、その結果について公表する。

学校は、学校基本方針に基づく取組について学校評価を用いて検証し、その結果を市教育委員会及び保護者・地域に報告する。

いじめ防止対策推進法を踏まえた檀原市の対応

